

## 「鈴鹿ブランド」募集要綱

### 1. 「鈴鹿ブランド」認定の趣旨

全国に誇れる質の高い優良な「食」の産品を、「鈴鹿ブランド」として認定し、積極的な情報発信活動を展開することにより、鈴鹿市の知名度・イメージを高め、観光誘客、地域活性化を目指します。

### 2. 募集期間

令和元年9月9日（月）～令和元年9月30日（月）まで

### 3. 申請資格

- (1) 鈴鹿市内に本社又は主要事業所を持つ、事業者（個人、法人、団体等）で、鈴鹿商工会議所及び（一社）鈴鹿市観光協会の会員であること。
- (2) 製造又は販売について、関係する法令及び条例により許可、認可又は届出の必要がある場合は、当該許可又は認可を得た者や当該届出を済ませた者であること。
- (3) 食品製造に係る衛生管理体制・検査体制が確立している。
- (4) 責任者、責任の所在が明確である。
- (5) 消費者からの苦情・要望等に対する対応ができる体制が確立されている。
- (6) 積極的に宣伝・販売促進活動に取り組める。
- (7) 積極的に勉強会等に参加できる。

### 4. 認定対象

原則として、申請資格を有する事業者が製造した鈴鹿地域にゆかりのある飲食料品（加工品等）。

※飲食店のみで提供される料理は対象外。

### 5. 審査基準

鈴鹿地域らしいイメージ（伝統・文化等）の商品であり、鈴鹿の優れた素材や技術等を活かした鈴鹿を代表する地場産品であるもので、以下の5つの審査基準を満たすもの。

- ①味 覚：味、風味、食感、食べやすさ等がよいか
- ②独自性：競合他社にはないオリジナリティがあるか
- ③信頼性：食品衛生法など関係法令や条例を遵守し、万人が安心して食することができる商品か
- ④特産性：鈴鹿の特産品として今後成長していくか、または鈴鹿の特産品を活用しているか、鈴鹿の伝統や文化を活かし、鈴鹿を連想させる創意工夫があるか
- ⑤市場性：現代人のニーズを捉え、万人から愛される商品か

### 6. 審査方法

申請案件について、認定審査委員が認定基準に基づき、審査を行います。

#### ●一次審査

日程：令和元年10月下旬～11月上旬頃（予定）

審査会場：未定

審査委員：外部審査委員（大手大規模小売業者・サービスエリア運営業者のバイヤー等）

審査内容：書類審査、安全性・市場性審査、商品審査（パッケージ・商品の見た目・味など）等

## ●二次審査

日 程：令和元年11月下旬～12月上旬頃（予定）

審査会場：鈴鹿商工会議所 会議室

審査委員：商業・観光対策委員会委員

審査内容：申請者によるプレゼンテーション方式（予定）

※サンプル、包装紙、資料等を必要に応じて持参下さい。

※パソコン、プロジェクター等使用する場合は事前に申してください。

※必要に応じて事業所の視察をする可能性があります

## 7. 認定

鈴鹿ブランド認定審査委員による審査結果を受けて、鈴鹿商工会議所と（一社）鈴鹿市観光協会が認定します。認定された商品等は、各メディアでのPRや展示会等での販売促進などの情報発信を積極的に行います。

認定日は令和2年4月1日からとなります。

## 8. 申請方法

鈴鹿ブランド認定申請書に必要事項を記載の上、関係書類を添えて鈴鹿商工会議所まで郵送又はご持参ください。

## 9. 実施団体

鈴鹿商工会議所、（一社）鈴鹿市観光協会

## 10. 留意事項

①一商品につき、一つ申請書をご使用ください。

②申請書類・商品サンプルは、ご返却いたしません。

③申請書類の内容については、当該審査以外使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、法的保護を行うなど申請者の責任で対応してください。

## 11. お問い合わせ先並びに書類送付先

〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町 816 番地

鈴鹿商工会議所 商業・観光対策委員会

担当者：高橋・阪田・斎藤

TEL：059-382-3222 FAX：059-383-7667 E-mail：suzuka@sccl.or.jp

以上